

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年11月14日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 契約予定件名

世田谷西部地域地区計画見直し調査検討業務委託

(2) 目的

本業務は、平成25年度に都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき改定された世田谷区都市整備方針に位置づけられた「土地区画整理事業を施行すべき区域」(以下「すべき区域」という。)の市街地整備の方向性を踏まえ、今後のすべき区域における市街地整備の具体的かつ効果的な方策として、世田谷西部地域地区計画(以下「本地区計画」という。)の見直しの可能性を検討することを目的とする。

(3) 対象地域

世田谷西部地域地区計画策定範囲(17地区 総面積:約709.4ha)

(4) 業務内容

【平成26年度】

本地区計画区域内の概況について、整理する。

ア 目的と経緯、規制誘導の実態等

イ 本地区計画の効果と課題

道路率の検証。

ア 現況道路の整理(都市計画道路、建築基準法42条1項1号道路及び42条2項道路等)

イ 地区面積からの控除対象面積(1ha以上の公共公益施設等)の算定

ウ 現況道路率と将来道路率(都市計画道路及び建築基準法42条2項道路の拡幅整備後)の算定

上記～を踏まえ、本地区計画の見直しの基本的考え方と課題について整理し、報告書を作成する。

ア 本地区計画の効果の検証

イ 見直しの基本的な考え方の整理(見直しパターンの整理)

ウ 見直しに向けた課題の整理(すべき区域における市街化予想線の取扱い、53条許可の考え方等)

【平成27年度】

平成26年度の作業を踏まえ、道路ネットワーク方策の実現方策(案)の検討を行う。

ア 実現方策(案)の検討

イ モデル地区における検証(地区計画の考え方、道路整備量等)

ウ 実現方策の課題の整理

(5) 履行期間

・契約締結の日から平成28年3月25日(金)まで

・契約は年度ごとに行い、平成27年度以降の契約は、前年度の履行内容が良好と認められること、かつ当該契約に係る予算案が区議会で議決され予算配当があることを条件とする。

2. プロポーザルに参加できる者の資格(資格要件、実績等)

提案提出者は、参加表明書提出日現在において次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項の規定による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 過去5年間に、すべき区域内で地区計画策定等の関連業務を行った実績を有すること

(5) 過去5年間に、世田谷区土地利用現況調査のデータを用いた業務を行った実績を有すること。

3. 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知を11月28日(金)に発送する。

4. 提案書を特定するための評価基準

書類審査

- ・企業実績
- ・技術者の実績
- ・業務実施体制
- ・業務実施設計（業務の目的、内容の理解度など）
- ・資料作成能力
- ・参考見積り

5. 手続き等

(1) 担当部署

都市整備部都市計画課都市計画担当 担当：高野・田中・佐藤・志村

所在地：〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

窓口：区役所第一庁舎4階44番

電話番号：03-5432-2455

ファクシミリ番号：03-5432-3023

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間

平成26年11月14日（金）から平成26年11月27日（木）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後3時まで（正午から午後1時を除く）

場所

世田谷区都市整備部都市計画課（第一庁舎4階44番）

方法

上記の窓口にて希望者に配布する。（世田谷区ホームページからもダウンロード可）

[世田谷区公式ホームページ（トップページ）](#) [住まい・街づくり・交通](#) [お知らせ](#)

(3) 参加表明書等の受領期限、提出先及び提出方法等

提出期限

平成26年11月27日（木）午後3時まで（必着）

提出先

5.(1)に同じ

提出方法

持参又は郵送

(4) 提案書の受領期間、提出先及び方法等

受領期間

平成26年12月5日（金）から平成26年12月19日（金）午後3時まで（必着）

提出先

5.(1)に同じ

(3) 提出方法

A4判、左上ホチキス留めとし、持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 【日本語及び日本国通貨に限る。】

(2) 契約保証金 【免除】

(3) 契約書作成の要否 【要】

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無
【有】（平成27年度 世田谷西部地域地区計画見直し調査検討業務委託 その2）

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 【5.(1)に同じ】

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。